

# 食品営業許可(新規)申請に係るオンライン決済手続きフロー

オンライン申請の場合のみ、手数料のオンライン決済(※)に対応しています。オンライン決済を希望する場合は、次のフローに沿って申請手続きを行ってください。(※)現在、クレジットカード決済及びPayPay決済のみ対応。

保健所窓口での申請の場合は、現金対応のみになります。保健所窓口ではキャッシュレス対応は行っておりませんので、予めご了承ください。ご不明な点があれば、管轄の大阪府保健所(衛生課)までお問い合わせください。



## ① 事前相談

・業種や施設基準について、営業施設を管轄する保健所に必ず事前相談してください。



## ② オンライン申請

・「食品衛生申請等システム」により、オンライン申請を行ってください。  
<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



## ③ 内容確認

・保健所で内容を確認し、電話やメール等での確認の連絡を行います。  
・手数料のオンライン決済希望の場合は、必ずその旨を保健所へお知らせください。



## ④ 差戻し

・申請内容の不備の有無に関わらず、申請を一旦差し戻します。その際、  
①修正が必要な箇所(申請内容に不備があった場合のみ)及び  
②オンライン決済手続き案内をお送りします。



## ⑤ オンライン再申請

・手数料のオンライン決済を行う前に、必ず「食品衛生申請等システム」により、再申請を行ってください。(修正箇所がない場合も、再申請は必要です。)



## ⑥ 手数料の決済申込

・「大阪府行政オンラインシステム」により、オンライン決済の申込を行ってください。  
<https://lqpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/22cc53c5-5705-4eb4-9eb5-b3d64f92174f/start>



## ⑦ 内容確認

・保健所で業種・手数料に誤りがないかを確認します。



## ⑧ オンライン決済

・「大阪府行政オンラインシステム」により、オンライン決済を行ってください。  
※使用できるクレジットカードは、Master、VISA、JCB、AMEX、DINERSです。



## ⑨ 実地検査等(施設確認)

・保健所でオンライン申請及び手数料納付状況を確認後、電話又はメールにより、実地検査等の日程調整の連絡を行います。



## ⑩ 審査・許可

・申請書類及び実地検査の内容を審査し、問題がなければ許可証を発行します。  
※審査及び許可証の発行には、約2週間程度かかります。



## ⑪ 許可証の交付

・原則として、保健所の窓口にて許可証を交付します。  
・郵送希望の場合は、申請者が用意した「レターパックプラス」での発送のみ承っております。事前に保健所へご相談及び送付先を記載したレターパックプラスをお渡してください。